

岡山市人権啓発活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の区域内において人権意識の高揚を目的とした団体が創意工夫をこらして行う人権啓発活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業等(以下「補助事業」という。)は、自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動(以下「非営利公益活動」という。)に該当し、かつ、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする講演会、研修会又は集会等の啓発事業で、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 活動の内容が講演会、集会、研修会又は啓発イベント及びそれらに付随した相談会であること。
- (2) 広く市民に広報して実施するものであること。
- (3) 岡山市内で開催されているものであること。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 活動の主たる目的が、特定の地域を対象とした啓発活動ではないこと。ただし、中学校区単位で、年度内を通じおおむね5中学校区以上で連続して行う研修会については、一活動とみなして対象とする。
- (5) 本市又は他の地方公共団体等から委託又は補助による助成を受けていないこと。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

- (1) 非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体で、過去の実績等から能力及び信用があり、補助事業を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。
- (2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市等の公的機関と協働して公益に資する活動を行う団体であること。
- (3) 広く人権問題に取り組んでいること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないことと認められること。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

でないと認められること。

(6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないと認められること。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する費用の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請グループ又は団体の構成を明らかにする書類

(2) 規約、定款その他これらに類する書類

(3) 当該年度の団体の事業計画書

(4) 当該年度の団体の収支予算書

(5) 前年度の団体の事業報告書

(6) 前年度の団体の収支決算書

(7) 補助対象事業の施行に当たって、法令等の許認可を必要とするときは、その許認可証等の写し

(8) 市税を滞納していないことを証明する書類

(状況報告及び着手届の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する着手届の提出は要しない。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算内訳書

(2) 領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) 活動における配布資料(プログラム、レジメ)

(4) 活動の実施を証する写真

(5) 新聞等に掲載された記事

(補助金の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、補助金の交付決定金額が20万円以上の場合とする。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。